

京都大学大学院人間・環境学研究科 相関環境学専攻 自然環境動態論講座 地球環境動態論分野（助教）公募

令和2年5月15日

職種	助教
募集人員	1名
所属および勤務場所	教員組織：京都大学人間・環境学系 教育研究組織：京都大学大学院人間・環境学研究科 相関環境学専攻 自然環境動態論講座 地球環境動態論分野 所在地：京都市左京区吉田二本松町
専門分野	広い意味での地球惑星科学
担当授業科目など	(人間・環境学研究科科目) 地球環境動態論分野の演習科目など (総合人間学部科目) 自然科学系地球科学分野の演習科目など (全学共通科目) 地球科学関連の実験・演習科目 (前後期合計で週6コマ程度) など
着任時期	決定後、可能な限り早い時期
応募資格	次のすべての条件を満たすこと (1) 当該専門分野における博士の学位を有する (令和3年度中の取得見込みを含む) か、これと同等の研究業績を有すること (2) 当該専門分野において十分な研究遂行能力があること (3) 既存の研究領域の枠にとらわれない柔軟な発想で研究に取り組む意志があること (4) 総合人間学部および人間・環境学研究科の理念に沿った教育・研究指導に、熱意と責任感を持って取り組む意志があること (5) 全学共通教育の地球科学分野の実験・演習科目を熱意と責任感を持って担当・運営する能力があること (6) 実験・演習科目において、自身の専門の周辺分野に関連するテーマも積極的に担当する意志があること (7) 学内の諸業務を責任感を持って行う意志があること (8) 日本語運用能力が十分にあること
勤務形態	常勤 (任期なし)、裁量労働制 (週38時間45分相当、1日7時間45分相当) 休日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、創立記念日、夏季一斉休業日
給与・手当等	本学支給基準に基づき支給
試用期間	あり (6ヶ月)
社会保険等	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入
提出書類	以下の書類を各1部提出すること。 (1) 履歴書 (様式自由。高等学校卒業以降の学歴・職歴、現住所・電話番号・電子メールアドレス、所属学会を記載) (2) 研究業績一覧 (査読付き論文、査読なし論文、著書、その他、に分け、発表年の新しい順に記載) (3) 主要論文の別刷り3編以内 (コピー可) (4) これまでの研究概要 (日本語2000字程度) (5) 今後の研究計画 (日本語2000字程度) (6) 総合人間学部および人間・環境学研究科における教育・研究指導に関する抱負 (日本語2000字程度) (7) 全学共通教育における地球科学教育に関する抱負 (日本語1000字程度) (8) 応募者について照会可能な方2名の氏名と連絡先 (電話・電子メールアドレス) * (5)(6)の書類には、応募資格の条件(3)に対応する内容を含むこと。 * 提出書類は返却しません。
書類送付先	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町 京都大学大学院人間・環境学研究科長 小島 泰雄 宛 ※封筒には「33講座地球環境動態論分野応募」と朱書きし、書留郵便など配達記録の残る方法で郵送のこと。

	<p>※新型コロナウイルス感染症の蔓延により郵便事情が悪化する可能性に備えて、郵送する紙媒体の書類とは別に、提出書類すべてをPDFファイルで提出してください。提出方法の詳細は別途連絡しますので、応募される方は必ず、応募締め切りの1週間前までに、問い合わせ先のE-mailアドレスまで電子メールでご連絡ください。</p>
応募締め切り	令和2年7月20日(月) 必着
選考方法	<p>提出書類に基づいて選考します。選考の過程で面接・模擬授業を行うことがあります。その際の交通費・滞在費は応募者の自己負担とします。選考結果は、学域会議決定後に通知します。</p>
問合せ先	<p>京都大学大学院人間・環境学研究科 相関環境学専攻 小木曾 哲 E-mail: kogiso.tetsu.6s[]kyoto-u.ac.jp ([]を@に替えてください) 電話: 075-753-2918</p>
男女共同参画	<p>京都大学は男女共同参画を推進しています。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。</p>
その他	<p>提出していただいた書類は、採用審査のみに使用します。 正当な理由なく第三者へ開示譲渡および貸与を行うことは一切ありません。 人間・環境学研究科および総合人間学部については下記のwebページをご覧ください。 https://www.h.kyoto-u.ac.jp 京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。</p>